

## 日本語習得に課題のある LD 傾向の帰国子女生徒への支援の事例

### 1. 事例の概要

帰国子女の A 生徒は、B 高等学校普通科に在籍する 1 年生であり、LD 傾向がある。併せて日本語（特に漢字）の読み書きや意味の理解に困難を抱えている。

本件は、学校外部の相談機関の助言を基に、学校と本人、保護者が合意形成を図りながら、合理的配慮を提供した事例である。B 高等学校では、合理的配慮協力員による授業観察を行い、その行動観察結果を、副校長、担任、特別支援教育コーディネーター、合理的配慮協力員、必要に応じてスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）とも相談しながら、授業における合理的配慮について検討し提供した。合理的配慮協力員が、国語や日本史の授業時間に教室内に入り、タブレット型端末を用いて、教員の指示内容を視覚的に提示したり、説明を加えたりした。さらに、放課後、短時間ではあるが、合理的配慮協力員が周囲の目が気にならないように配慮して、個別指導を行った。これらにより、A 生徒は、安心して支援を受けることができ、補助プリントを手元に置いて学習するなど、「読み」について自分で対応する様子が見られた。

キーワード LD、帰国子女、漢字、読み、書き

### 2. 生徒の実態

A 生徒は、帰国子女であり、B 高等学校普通科に在籍する 1 年生である。LD 傾向があり、日本語（特に漢字）の読み書きや意味の理解に困難を抱えている。日本語の語彙の少なさが、学校生活の様々な場面で影響を与えており、特に国語と日本史は他教科と比べて成績が著しく低い。ワーキングメモリーも弱いために、授業中は教員の指示内容の聞き取りや理解が難しく、ノートに書き留めることで精一杯な場合が多くあり、その際は近くのクラスメートに助けを求めている。また、定期テストでは日本語の設問内容が理解できない。

他の生徒や教員との日常的な会話は比較的理解できているが、作文のような書き言葉が必要な課題では、会話文のような表現が多く使われるほか、漢字の使い方や書き方の誤りが多く見られたり、ひらがなが多く使われたりしている。

### 3. 本事例に関する基礎的環境整備

- B 高等学校のある C 県の教育センターには D 相談室が設置され、心理士が相談室や学校において個別指導や小集団指導を行っている。【基礎 1】
- C 県教育委員会は、特別支援教育コーディネーター連絡会を設置し、各学校の特別支援教育コーディネーターや SC、合理的配慮協力員で情報共有を行う。提供された情報は各学校に持ち帰り、学校の教員に伝えている。【基礎 1】
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会が、合理的配慮協力員、D 相談室と相互に確認しながら、個別の教育支援計画を作成している。【基礎 3】
- 特別な支援が必要な生徒への個別指導の場については、周囲からわかりにくい場とした。【基礎 5】
- B 高等学校では、特別支援教育コーディネーターを 4 名指名し、SC も 1 名配置し、さらに D 相談室には合理的配慮協力員を配置している。【基礎 6】

- 合理的配慮協力員は、特別な支援が必要な生徒の授業観察や個別指導等を実施している。【基礎7】

#### 4. 合意形成のプロセス

A 生徒が担任に学校での困難さを相談したことが切っ掛けとなり、特別支援教育コーディネーターが、保護者や A 生徒に対して支援の必要性について説明した。その後、B 高等学校から D 相談室へ支援の申出を行った。D 相談室において知能検査を行った結果、A 生徒は支援の必要性があることが明らかとなった。アセスメントの結果は、本人及び保護者の同意を得た上で、C 県教育委員会に設置された高等学校の特別支援教育コーディネーター連絡会においても提示され、A 生徒への具体的な支援方法について議論した。その結果、合理的配慮協力員が、週に 1、2 回の頻度で、授業参観や支援を行うとともに、放課後の時間を活用した個別の指導を実施することとなった。

#### 5. 合理的配慮の実際

- 指示内容の理解に対する配慮として、必要に応じて合理的配慮協力員が A 生徒の隣で助言したり、生徒に配布されたものと同じプリントをもらい、空所を埋めたものを提示したりする等の配慮を行った。【合理①-1-1】
- 教科書等で読めない漢字を A 生徒と確認し、漢字にルビを振ったものを後日リスト化して渡し、授業中にすぐに確認できるように配慮した。【合理①-1-1】
- 授業中、教員の指示内容をテキスト化し視覚的に提示するため、タブレット型端末を用いた。【合理①-2-1】
- 板書の書き写し等の書込み時間の確保も含め、各教科担任に対し、机間巡視中に少なくとも一度は A 生徒の状況を確認するなどの協力を求めた。【合理①-2-2】
- 授業中の指示は可能な限り視覚的な手がかりを黒板に提示した。【合理①-2-2】
- A 生徒は支援を受ける際に周囲の目を気にしていたため、担任教諭が事前にクラスの生徒全員に支援についての説明を行った。【合理①-2-3】
- 合理的配慮協力員は、授業参観及び教室での支援と個別指導を行ってきたが、特別支援教育コーディネーターら校内の教員と A 生徒の様子を観察しながら支援内容の検討も行った。【合理②-1】
- 職員会議において、合理的配慮協力員からの報告や助言等を基に、特別支援教育コーディネーターと担任が中心となって、A 生徒に対する特別な配慮等の理解や協力のための説明を行っている。【合理②-2】

#### 6. 本事例の成果と課題

担任が事前にクラスの生徒全員に、A 生徒に対する支援に関する説明を行ったことで、A 生徒が安心して支援を受けられる環境づくりが実現できた。合理的配慮協力員が A 生徒の隣で様子を観察することで、A 生徒が授業中に困っている状況を具体的に把握することができた。A 生徒は合理的配慮協力員の作成した補助プリントを授業中、常に確認できるよう手元に準備しており、読みに関する困難さを自身で対応するように心掛けるようになった。A 生徒に関する情報は職員会議等でも共有されており、学校全体の特別支援教育に対する理解が少しずつ進んでいると考えられる。

課題としては、A 生徒が、自分だけ特別な支援を受けていることに対して周囲の目を気にしていることについての検討である。